

長野県景観審議会(第 61 回)を開催します

本県の景観の育成施策に関する重要事項について審議するため、長野県景観審議会を下記のとおり開催します。

1 日 時

令和7年6月2日(月) 13時30分から15時30分まで

2 場 所

長野合同庁舎5階 504号会議室
(長野県長野市大字南長野南県町 686-1)

3 内 容

- ・長野県景観育成計画改定の概要について
- ・景観法に基づく届出制度の運用改善について
- ・大町市の景観行政団体※移行検討に伴う国道147号、148号沿道景観育成重点地域景観計画の変更について

※景観行政団体とは、良好な景観形成による美しいまちなみを創出するため、景観法の運用を行うことができる地方公共団体をいう。景観行政団体に移行すると独自に景観形成のための基準を定め建築行為時に景観誘導の指導を行えるようになり、主体的な景観形成の取組を進めることが出来る。

4 委 員

別紙のとおり

5 その他

- (1) **審議会は公開**で行います。
- (2) 傍聴席に限りがあるため、傍聴できない場合がありますので、ご了承ください。
- (3) 議事内容については、後日、議事録を県ホームページに掲載します。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

都市・まちづくり課景観係 小林、花岡

電 話 026-235-7348 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 3365

F A X 026-252-7315

E-mail toshi-machi@pref.nagano.lg.jp